



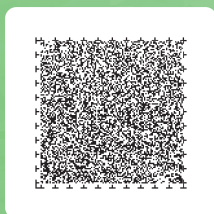
国分寺市高齢者保健福祉計画・ 第9期国分寺市介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

〈概要版〉



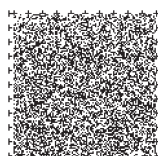
令和6年3月
国分寺市



目次



1 計画の位置付け.....	3
2 計画期間.....	3
3 本計画のポイント.....	4
4 基本理念.....	5
5 基本目標.....	5
6 施策の体系.....	6
7 日常生活圏域の設定.....	8
8 国分寺市における地域包括ケアシステム	8
9 施策の方向ごとの重点取組	9
10 施設等整備計画	11
11 介護保険事業の見込	12
12 介護保険料の考え方	17
13 推進の仕組み	19



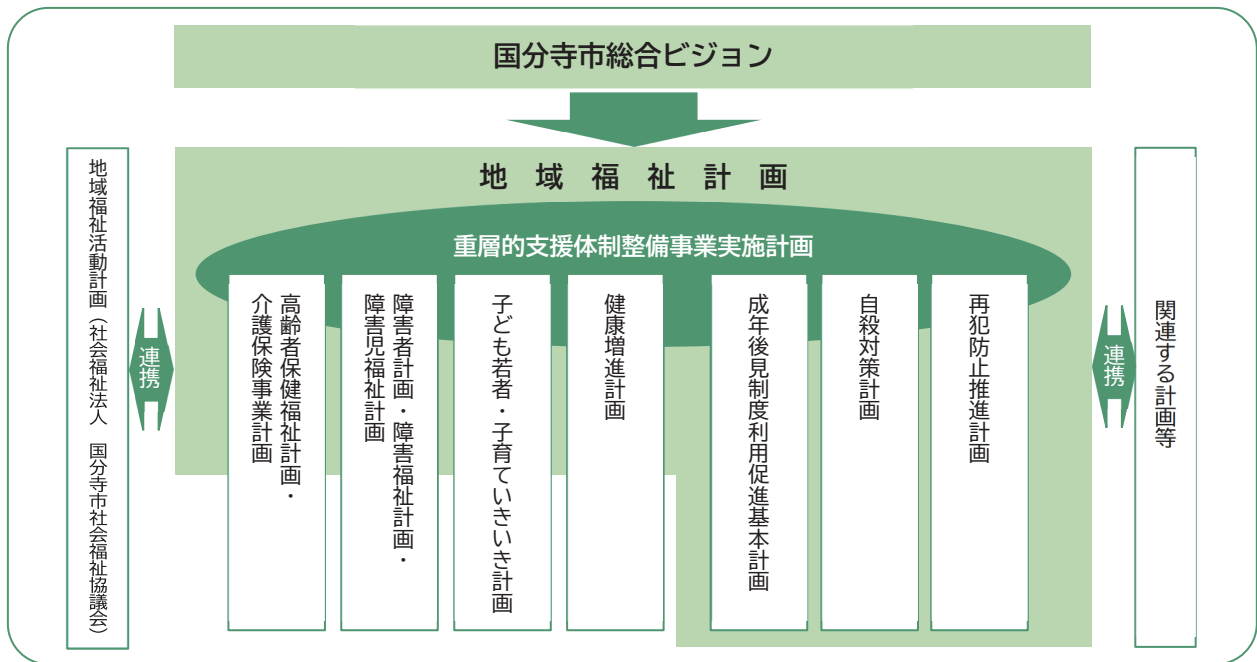
このマークは、音声コード Uni-Voice (ユニボイス) です。
専用の読み取り装置又はスマートフォンのアプリで、記載内容を音声で聞くことができます。



1 計画の位置付け

「国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」（以下「本計画」という。）は、国分寺市のまちづくりの最上位計画である「国分寺市総合ビジョン」に示す未来のまちの姿「魅力あふれ ひとつながる 文化都市国分寺」の実現を目指して策定する、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる国分寺市の高齢者福祉に係る総合的な計画です。

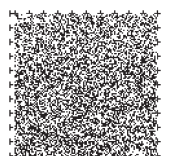
また、国分寺市の地域福祉の横断的・包括的な計画である「地域福祉計画」との整合を図り、国分寺市の福祉保健分野の個別計画との調和を図るものです。



2 計画期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画			見直し			見直し			見直し
	令和3～5年度 (2021～2023年度) 第8期			令和6～8年度 (2024～2026年度) 第9期			令和9～11年度 (2027～2029年度) 第10期		





3 本計画のポイント

(1) 地域共生社会の実現

包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備を進めることと同時に、医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進や、保険者機能を一層発揮しながら、地域の自主性や主体性に基つき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要です。

地域共生社会の実現に向け、その中核的な基盤となり得る地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

(2) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

介護予防には高齢者本人へのアプローチに加えて、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる生活環境の調整及び地域づくり等により、本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要です。

健康づくりや社会貢献等の生きがいづくりの創出を目的とした、地域づくりによる介護予防推進に向けた「集いの場」への支援をさらに進めていきます。

(3) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

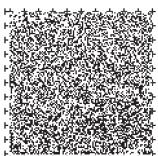
「認知症サポーター養成講座」や「おれんじC a f e」等の取組を通じて、認知症の普及啓発や地域全体で支える仕組みの構築を推進してきましたが、今後も認知症施策推進大綱を踏まえ、取組を強化していきます。

(4) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進

介護事業者をはじめとする関係機関等と一体となり、介護に対するイメージの向上や普及啓発、情報提供の充実、働きやすい環境づくりへの支援に取り組むとともに、介護人材や多様な担い手の育成、ケアマネジャーへの支援にも取り組みます。

(5) 災害・感染症対策に係る体制整備

今後も起こりうる災害・感染症に備え、国・都との情報共有・連携を含め、迅速かつ適切な対応が可能となるよう体制整備を進めます。





4 基本理念

個人としての尊厳が保たれ
 地域・社会の支え合いによる
 自立した豊かな生活を実現する

ここに掲げる理念は、地域が、日頃から健康づくりや介護予防の意識を高めて実践していくこと、生きがいづくりや社会への貢献等が行われ人々が相互に支え合う場となること、自立した生活を支える人材の確保・育成をすること、そしてその取組を通じて市民一人ひとりの生活がより心豊かなものとなることを目指していくものです。

この基本理念は、国連で 2030 年までの世界共通の目標として掲げる、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するという SDGs (Sustainable Development Goals) に資するものです。

【本計画におけるSDGsの取組】



3 すべての人に健康と福祉を
 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



11 住み続けられるまちづくりを
 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



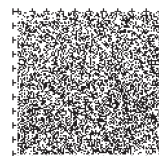
10 人や国の不平等をなくそう
 国内及び各国家間の不平等を是正する



5 基本目標

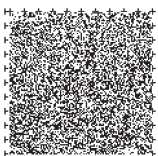
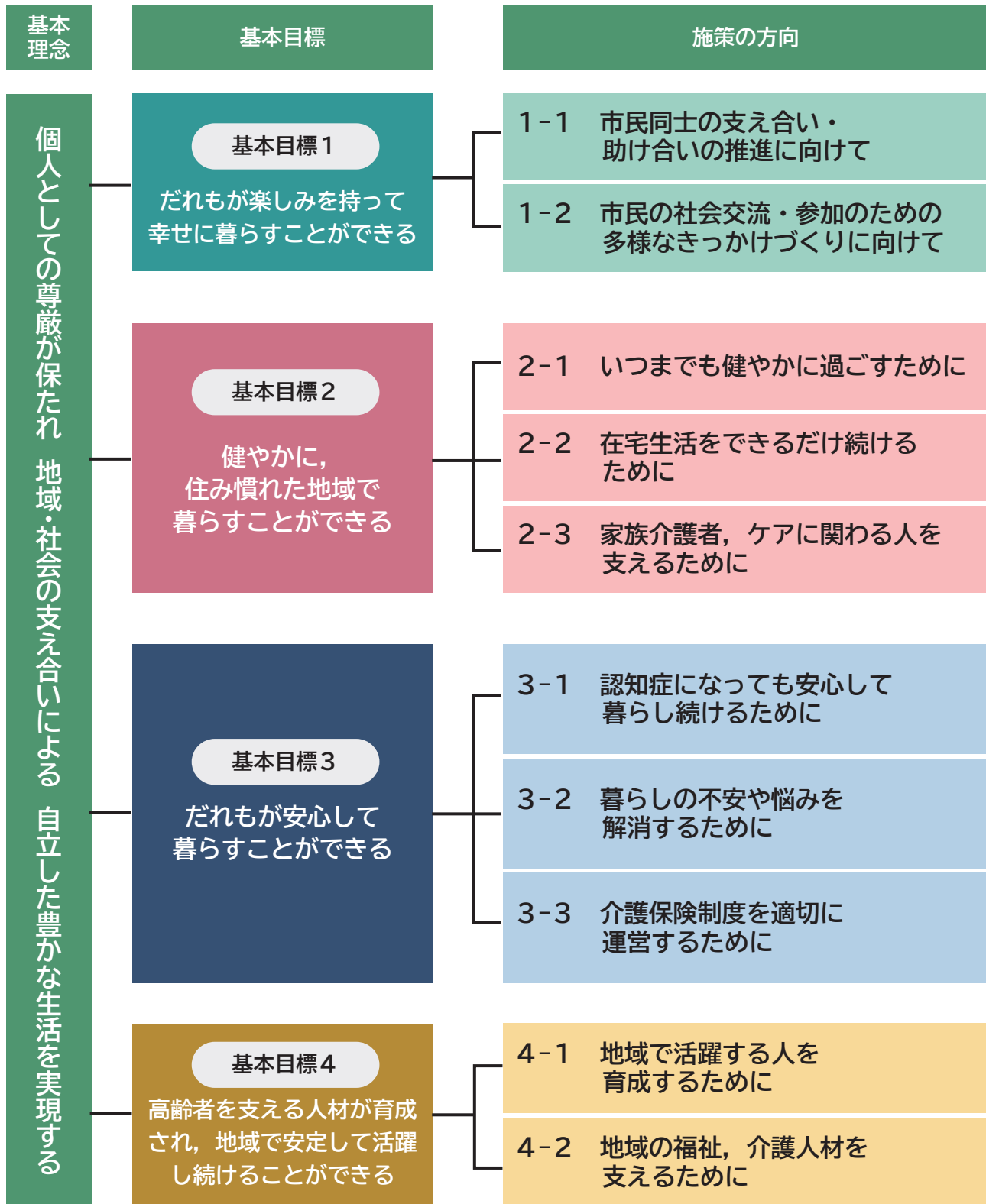
本計画における基本理念を実現するための基本目標は、以下の4つとします。

基本目標1	だれもが楽しみを持って幸せに暮らすことができる
基本目標2	健やかに、住み慣れた地域で暮らすことができる
基本目標3	だれもが安心して暮らすことができる
基本目標4	高齢者を支える人材が育成され、地域で安定して活躍し続けることができる





6 施策の体系



主な取組内容

生活支援・介護予防サービス体制整備の推進，住民主体の支え合いによる支援（サービスB），老人クラブの支援，介護支援ボランティアの育成，シルバー人材センターの支援，敬老事業

市民フォーラムの開催，地域生きがい交流事業，生涯学習の推進，ひとり暮らし高齢者等地域交流会の実施，異世代交流事業，高齢者ボランティアによる異世代交流事業，地域資源管理システムによる情報提供

介護予防普及啓発事業，地域介護予防活動支援事業，高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施，短期集中予防サービス（サービスC），介護予防把握事業，地域リハビリテーション活動支援事業

医療・介護多職種連携事業，高齢者生活支援ヘルパー事業，高齢者寝具洗濯乾燥消毒サービス事業，高齢者等訪問理容・美容サービス事業，高齢者等紙おむつ等支給事業，高齢者送迎サービス事業，高齢者自立支援住宅改修給付事業，24時間診療体制の推進，在宅医療・介護連携相談窓口業務の充実，福祉有償移送事業所への支援

家族介護者交流会，高齢者生活支援ショートステイ事業，高齢者緊急ショートステイサービス事業，はいかい高齢者等家族支援サービス事業

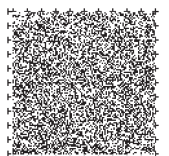
認知症サポーター養成講座，認知症の人を支える家族の会の開催支援，認知症カフェ，チームオレンジの構築，認知症普及啓発講演会の開催，認知症初期集中支援推進事業，認知症キャラバン・メイト養成講座，認知症サポーターステップアップ講座，認知症サポーターフォローアップ講座

総合相談支援事業，介護サービス相談員派遣等事業，関係団体・民生委員等との連携強化，高齢者救急通報システム等事業，避難行動要支援者登録制度，行方不明者通報時の情報発信，高齢者見守りサービス等の導入助成，高齢者住宅確保事業，高齢者運転免許自主返納支援事業，高齢者虐待防止ネットワーク，消費者被害等防止講座の実施，高齢者成年後見制度利用支援事業，虐待防止に関する研修等の実施，高齢者等見守り協定

介護保険運営協議会の設置，要介護認定の適正化，ケアプラン等の点検，医療情報との突合・縦覧点検，事業者指導・育成，第三者評価の受審の促進，苦情受付窓口の設置

資格取得に向けた支援，担い手養成研修，介護・福祉の魅力発信，職場体験機会の提供

介護支援専門員等研修費用助成事業，ケアマネジャーへの支援，教育・研修の充実，市内介護従事者の就労支援の検討，事務負担軽減に向けた支援の検討，国分寺市介護保険事業者各種連絡会開催支援



7 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、市町村ごとに地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことで、介護保険法第117条第2項第1号で設定することとされています。

日常生活圏域については前期計画と同じ2圏域（東部地域・西部地域）とします。

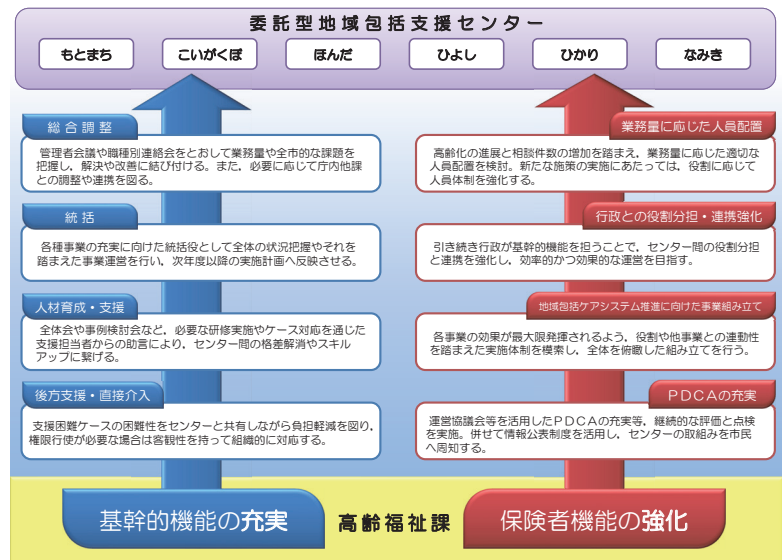
8 国分寺市における地域包括ケアシステム

高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。国分寺市では地域包括ケアシステムの推進における中核機関である地域包括支援センターの機能及び体制の強化を図り、地域づくりを進めていきます。

(1) 地域包括支援センター

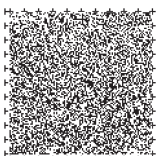
本計画では、さらなる「基幹的機能の充実」を目指し、基幹的機能の取組を評価する体制整備に取り組めます。

また、地域包括支援センターの取組がより見えるように、本計画に合わせた業務チェック票を研究し、評価や報告に盛り込みます。



(2) 地域ケア会議

本計画においては、前期計画の取組の充実に向けて、小地域ケア会議開催後に東西エリアで実施する地域課題を選別する地域課題検討会議について、地域包括支援センター主体の取組に位置付け、エリアを意識した課題の共有や地域ケア会議に報告する課題の協議を行います。併せて地域ケア会議では小地域ケア会議から挙げた地域課題の共有にとどまらず、そこから各機関でできる取組につなげることを意識して協議を深め、引き続き高齢者が主体的に生活できるような地域づくりに取り組めます。





9 施策の方向ごとの重点取組

基本目標1 だれもが楽しみを持って幸せに暮らすことができる

1-1 市民同士の支え合い・助け合いの推進に向けて

重点取組 生活支援・介護予防サービス体制整備の推進

国分寺市及び地域の関係団体が参加する生活支援・介護予防サービス整備推進会議で、高齢者の生活支援及び介護予防サービス体制整備の推進に向け協議を行います。また、各地域包括支援センターに配置した第2層生活支援コーディネーターが地域において活動できるように、協議体開催の支援等を行います。

1-2 市民の社会交流・参加のための多様なきっかけづくりに向けて

重点取組 市民フォーラムの開催

支え合いによる地域づくりの必要性和、地域住民の互助活動を考えるきっかけづくりとして、市民フォーラムを開催します。

基本目標2 健やかに、住み慣れた地域で暮らすことができる

2-1 いつまでも健やかに過ごすために

重点取組 介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレット配布や介護予防講演会、介護予防教室、転倒予防教室、出張講座等を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。

2-2 在宅生活をできるだけ続けるために

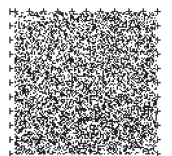
重点取組 医療・介護多職種連携事業

医療と介護の多職種が一体的なチームとなって高齢者及び介護者を支援できるよう、地域包括支援センターを軸とした相談対応やケアマネジメント、研修会等を通じて多職種連携を推進します。また、地域ケア会議「医療・介護連携部会」を活用し、在宅医療・介護連携に係る課題の抽出・解決策等の協議・検討を行います。

2-3 家族介護者、ケアに関わる人を支えるために

重点取組 家族介護者交流会

高齢者や介護に関わる家族を対象に、介護に関する勉強会や介護者間の交流を地域包括支援センターが行います。



基本目標3 だれもが安心して暮らすことができる

3-1 認知症になっても安心して暮らし続けるために

重点取組 認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である、認知症サポーターを養成する講座を実施します。

3-2 暮らしの不安や悩みを解消するために

重点取組 総合相談支援事業

地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族等支援を必要とする方からの様々な相談に対して、情報提供や各種サービスの調整等を行います。

3-3 介護保険制度を適切に運営するために

重点取組 介護保険運営協議会の設置

介護保険制度の円滑・適切な運営のため、運営全般に関して必要な検討を行う介護保険運営協議会を設置します。

基本目標4 高齢者を支える人材が育成され、地域で安定して活躍し続けることができる

4-1 地域で活躍する人を育成するために

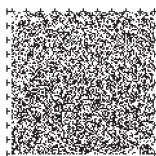
重点取組 資格取得に向けた支援

介護未経験者研修費用補助金交付事業を実施し、介護未経験者等が、資格取得によって市内事業所で安心して継続的に働けるよう、介護人材確保施策を推進します。

4-2 地域の福祉、介護人材を支えるために

重点取組 介護支援専門員等研修費用助成事業

介護支援専門員の人材確保策として、市内居宅介護支援事業所等に勤務する介護支援専門員の資格更新等に係る研修受講費用等を助成し、介護支援専門員の経済的負担を軽減するとともに、市内事業所における人材確保及び育成を支援します。





10 施設等整備計画

国分寺市では、前期計画期間中の令和5年度に退院後の在宅復帰支援や在宅療養支援の機能を持つ介護老人保健施設を整備する計画でしたが、応募事業者がなく整備に至りませんでした。本計画においては、建設可能な土地の確保の難しさ、昨今の資材価格の高騰、人材確保の難しさなどの課題、都内の施設整備状況などを鑑み、新たに整備は行わないこととします。

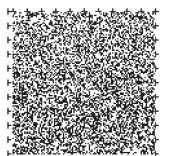
介護老人保健施設に求められる機能を補うものとして、既存の基盤を最大限活用していくとともに、これまでに整備された各種入所・入居系施設等の機能の充実を図っていきます。

地域密着型サービスについては、前期計画期間中に整備率が上がり、一定の基準を満たすこととなったため、施設の新設は行わないこととします。

施設等の状況		第8期	第9期（見込）		
		令和5年度（※1）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護保険施設	介護老人福祉施設	5施設 387人	5施設 387人		
	介護老人保健施設	2施設 132人	2施設 132人		
	介護医療院	—	—		
特定施設入居者生活介護		7施設 366人	7施設 366人		
地域密着型サービス事業所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2事業所	2事業所		
	夜間対応型訪問介護	1事業所	1事業所		
	地域密着型通所介護	15事業所	15事業所		
	認知症対応型通所介護	2事業所	2事業所		
	小規模多機能型居宅介護	4事業所（※2）	5事業所		
	認知症対応型共同生活介護	8事業所 120人（※2）	9事業所 138人		
	地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—		
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2施設 49人	2施設 49人		
	看護小規模多機能型居宅介護	—	—		

※1は、令和5年10月1日現在の既存数です。

※2の施設については、令和5年度中に1事業所開設予定です。





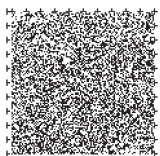
11 介護保険事業の見込

過去の給付実績に今後の要支援・要介護認定者数，利用者数の推計を勘案し，施設等整備計画を踏まえて介護サービス利用量を推計しました。

(1) 介護予防サービス見込量

介護予防サービス		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費（千円）	41,925	52,921	53,588	54,250
	回数（回）	891.8	1,130.4	1,142.2	1,156.1
	人数（人）	125	156	158	160
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	893	2,222	2,225	2,225
	回数（回）	28.2	65.1	65.1	65.1
	人数（人）	3	8	8	8
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	14,736	16,669	16,825	16,985
	人数（人）	100	112	113	114
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	16,980	22,691	23,534	23,534
	人数（人）	42	54	56	56
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	1,822	1,748	1,750	1,750
	日数（日）	20.7	18.8	18.8	18.8
	人数（人）	3	5	5	5
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	94	857	858	858
	日数（日）	1.1	7.0	7.0	7.0
	人数（人）	0	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	26,430	34,441	34,879	35,392
	人数（人）	400	473	479	486
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	2,337	3,850	3,850	4,231
	人数（人）	8	11	11	12
介護予防住宅改修	給付費（千円）	10,319	16,154	16,154	16,154
	人数（人）	10	15	15	15
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	43,705	51,112	52,380	55,854
	人数（人）	51	57	58	62

※給付費は年間累計の金額，回（日）数は1か月当たりの数，人数は1か月当たりの利用者数です。

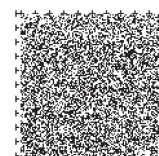


地域密着型介護予防サービス		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	1,772	5,067	5,074	5,074
	人数（人）	3	6	6	6
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額，回数は1か月当たりの数，人数は1か月当たりの利用者数です。

介護予防支援		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費（千円）		30,263	36,094	36,576	37,137
人数（人）		495	580	587	596

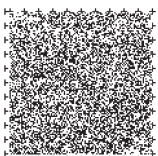
※給付費は年間累計の金額，人数は1か月当たりの利用者数です。



(2) 介護サービス見込量

居宅サービス		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	給付費(千円)	751,496	827,420	854,955	881,283
	回数(回)	20,180.8	21,830.4	22,529.2	23,223.4
	人数(人)	1,003	1,231	1,262	1,291
訪問入浴介護	給付費(千円)	49,268	52,980	55,327	56,807
	回数(回)	313	330.2	344.4	353.6
	人数(人)	65	68	71	73
訪問看護	給付費(千円)	483,982	541,984	559,191	573,149
	回数(回)	9,868.9	10,751.1	11,070.2	11,341.3
	人数(人)	829	916	943	966
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	6,019	9,665	10,704	10,977
	回数(回)	169.0	269.9	298.1	305.4
	人数(人)	17	22	24	25
居宅療養管理指導	給付費(千円)	212,644	249,857	258,332	266,315
	人数(人)	1,181	1,337	1,380	1,422
通所介護	給付費(千円)	664,720	714,213	733,823	751,401
	回数(回)	7,479	7,873.4	8,061.1	8,244.8
	人数(人)	858	1,011	1,034	1,057
通所リハビリテーション	給付費(千円)	168,911	209,727	217,391	222,322
	回数(回)	1,551.1	1,894.5	1,958.0	1,999.4
	人数(人)	238	275	284	290
短期入所生活介護	給付費(千円)	128,876	142,100	148,350	152,024
	日数(日)	1,137.3	1,229.3	1,281.4	1,311.2
	人数(人)	124	144	150	153
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	46,524	51,910	54,223	54,973
	日数(日)	335.1	373.3	389.3	394.9
	人数(人)	47	55	57	58
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	291,271	323,042	333,585	342,912
	人数(人)	1,684	1,857	1,910	1,958
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	12,299	13,126	14,457	14,457
	人数(人)	32	32	35	35
住宅改修費	給付費(千円)	21,238	23,631	23,631	23,631
	人数(人)	21	26	26	26
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	1,137,316	1,299,072	1,350,181	1,414,836
	人数(人)	467	505	524	549

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1か月当たりの数、人数は1か月当たりの利用者数です。



地域密着型サービス		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費（千円）	19,037	23,391	26,151	26,151
	人数（人）	11	16	17	17
夜間対応型訪問介護	給付費（千円）	3,674	7,792	7,801	8,554
	人数（人）	17	29	29	31
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	24,671	25,222	25,254	27,155
	回数（回）	187.3	175.1	175.1	187.5
	人数（人）	20	17	17	18
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	115,155	217,556	231,266	260,665
	人数（人）	52	89	95	106
認知症対応型 共同生活介護	給付費（千円）	390,149	468,007	468,600	468,600
	人数（人）	119	138	138	138
地域密着型 特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費（千円）	138,451	155,609	155,806	155,806
	人数（人）	43	45	45	45
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費（千円）	778	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費（千円）	366,889	408,222	420,373	432,818
	回数（回）	3,840.8	4,138.4	4,249.4	4,363.5
	人数（人）	450	502	515	528

※給付費は年間累計の金額、回数は1か月当たりの数、人数は1か月当たりの利用者数です。

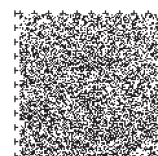
施設サービス		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	給付費（千円）	1,244,981	1,341,882	1,343,580	1,343,580
	人数（人）	381	389	389	389
介護老人保健施設	給付費（千円）	625,312	748,373	749,320	749,320
	人数（人）	177	203	203	203
介護医療院	給付費（千円）	37,122	78,236	78,335	78,335
	人数（人）	8	16	16	16
介護療養型医療施設	給付費（千円）	22,657	—	—	—
	人数（人）	6	—	—	—

※給付費は年間累計の金額、人数は1か月当たりの利用者数です。

※介護療養型医療施設は、令和6年3月末で廃止のため、令和6年度以降の見込量はありません。

居宅介護支援		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費（千円）		443,114	483,122	496,917	509,279
人数（人）		2,415	2,565	2,632	2,695

※給付費は年間累計の金額、人数は1か月当たりの利用者数です。



(3) 標準給付費見込額

単位：千円

標準給付費見込額	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額	9,096,495	9,311,049	9,534,372	27,941,917
総給付費	8,659,965	8,865,246	9,078,794	26,604,005
特定入所者介護サービス費等 給付額	117,341	119,820	122,358	359,518
高額介護サービス費等 給付額	265,882	271,550	277,303	814,734
高額医療合算介護サービス費 等給付額	42,107	43,010	44,253	129,370
算定対象審査支払手数料	11,200	11,424	11,664	34,289

※項目ごとに数値を端数処理しています。

(4) 地域支援事業費見込額

単位：千円

地域支援事業費見込額	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費	532,043	534,719	538,518	1,605,280
介護予防・日常生活支援 総合事業費	327,703	330,376	334,172	992,251
包括的支援事業（地域包括支 援センターの運営）・任意事 業費	147,400	147,403	147,406	442,209
包括的支援事業 （社会保障充実分）	56,940	56,940	56,940	170,820

※項目ごとに数値を端数処理しています。

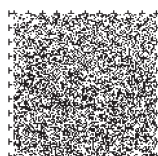
※重層的支援体制整備事業として実施する事業を含みます。

(5) 市町村特別給付費見込額

単位：千円

市町村特別給付費見込額	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
市町村特別給付費	7,472	7,492	7,579	22,543
高齢者送迎サービス費	4,101	4,127	4,214	12,442
高齢者緊急ショートステイ サービス費	3,371	3,365	3,365	10,101

※項目ごとに数値を端数処理しています。





12 介護保険料の考え方

【第9期保険料基準額の算定】

$$\begin{aligned}
 \text{標準給付費} &= \text{総給付費 (介護給付+予防給付)} + \text{特定入所者介護サービス費等給付額} + \text{高額介護サービス費等給付額} + \text{高額医療合算介護サービス費等給付額} + \text{算定対象審査支払手数料} \\
 \text{第1号被保険者負担分相当額} &= \left[\text{標準給付費} + \text{地域支援事業費} \right] \times \text{第1号被保険者負担割合} \\
 \text{保険料収納必要額} &= \text{第1号被保険者負担分相当額} + \text{調整交付金相当額} + \text{市町村特別給付費} - \text{調整交付金見込額} - \text{介護給付費準備基金取崩額} \\
 &\quad - \text{財政安定化基金交付額} - \text{保険者機能強化推進交付金等交付見込額}
 \end{aligned}$$

	増加要因	減少要因
項目	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス費の増加 ○介護報酬の改定 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護給付費準備基金取崩額 ○公費による保険料軽減の強化 (第1・2・3段階)

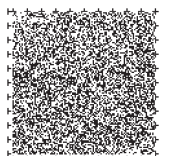
$$\text{基準月額保険料} = \frac{\text{保険料収納必要額}}{\text{予定保険料収納率} \times \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数}} \div 12 (\text{月})$$

第1号被保険者の基準月額保険料は、本計画期間内に必要となる総事業費等のうち、第1号被保険者負担分を所得段階別に設定し算出します。

第9期の基準月額保険料は、第8期と同額の月額5,916円に据え置きます。

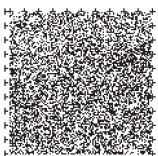
【基準月額保険料】

項目	第9期	(参考) 第8期
保険料収納必要額	6,561,842千円	6,195,166千円
予定保険料収納率	99.13%	99.09%
所得段階別加入割合補正後被保険者数	93,248人	88,066人
基準年額保険料	71,000円	71,000円
基準月額保険料	5,916円	5,916円



【第9期における国分寺市の保険料段階・年額保険料】

所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	年額保険料
第1段階	生活保護の受給者・中国残留邦人等の支援給付受給者及び世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税かつ公的年金等に係る雑所得を差し引いた前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	(軽減前)0.27	(軽減前)19,200円
		(0.17軽減)0.10	7,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ公的年金等に係る雑所得を差し引いた前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	(軽減前)0.55	(軽減前)39,100円
		(0.20軽減)0.35	24,900円
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ公的年金等に係る雑所得を差し引いた前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	(軽減前)0.605	(軽減前)43,000円
		(0.005軽減)0.600	42,600円
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を差し引いた前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.80	56,800円
第5段階	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を差し引いた前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	1.00	71,000円
第6段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.15	81,700円
第7段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	1.25	88,800円
第8段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	106,500円
第9段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	120,700円
第10段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	134,900円
第11段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	149,100円
第12段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.20	156,200円
第13段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方	2.30	163,300円
第14段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.50	177,500円
第15段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.60	184,600円
第16段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	2.70	191,700円
第17段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の方	2.80	198,800円
第18段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が3,000万円以上4,000万円未満の方	2.90	205,900円
第19段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が4,000万円以上5,000万円未満の方	3.00	213,000円
第20段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が5,000万円以上の方	3.10	220,100円





13 推進の仕組み

(1) 庁内推進体制の強化

地域共生社会の実現に向けて庁内の各分野の連携を強化し、事業を推進します。

(2) 保険者機能の強化

データに基づく課題分析と対応、適切な指標による実績評価等に取り組み、制度の持続可能性を確保します。また、保険者機能強化推進交付金等の適切かつ効果的な活用を検討していきます。

(3) 計画の進行管理

本計画の着実な推進に向け、重点取組を中心とした進捗管理を行い、各施策の進捗状況につき評価していきます。

(4) 介護給付適正化の推進

国の「介護給付適正化計画」に関する指針で定められた給付適正化主要3事業について目標を定め、介護給付の適正化を推進します。

(5) 国分寺市介護保険運営協議会の開催

介護に関する施策の企画立案及びその実施に当たり、利用者等の意見を十分に反映し、国分寺市の介護保険制度の円滑かつ適切な運営を図ります。

(6) 国分寺市地域包括支援センター運営協議会の開催

地域包括支援センターの運営及び評価、地域における多様なサービスとのネットワーク形成等に関して審議を行い、地域包括支援センターの円滑な運営を図ります。

(7) 地域密着型サービス運営推進会議

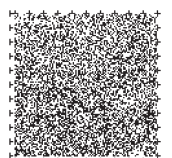
事業者自らが運営推進会議を設置し、利用者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスにすることにより、事業者運営の透明性の確保、サービスの質の確保、介護保険事業所による抱え込みの防止、地域との連携の確保を図ります。

(8) 国分寺市介護保険事業者連絡会

事業者間の意見交換の場の提供、研修の実施、保険者等からの情報提供などを行うことにより、介護保険事業者への支援を行います。

(9) 市民・関係機関・団体・事業者との協働

市民、保健・医療・福祉の関係機関や団体、事業者等との連携のもと、協働して地域の課題解決や施策を推進します。



個人としての尊厳が保たれ
地域・社会の支え合いによる
自立した豊かな生活を実現する



国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度) 概要版

発行 令和6年3月

発行者 国分寺市

編集 国分寺市福祉部高齢福祉課

〒185-0024 東京都国分寺市泉町二丁目3番8号

電話 042-321-1301

※令和7年1月に新庁舎への移転を予定しているため、移転後は住所が変更になります。

